

(案)

# 三郷市強靱化地域計画

令和2年 月

# 市長あいさつ

作成中

## 目次

市長あいさつ.....	2
第1章 はじめに.....	1
1. 計画策定の趣旨 .....	1
2. 策定経緯.....	1
3. 位置づけ.....	1
4. 計画期間.....	3
第2章 基本目標.....	4
1. 基本目標.....	4
2. 想定する災害 .....	4
3. 想定する災害の規模.....	4
4. 事前に備えるべき目標（行動目標） .....	4
5. 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ） .....	5
7. 施策分野.....	7
8. 脆弱性の分析・評価、課題 .....	7
9. マトリクスの作成 .....	22
10. 指標（KPI） .....	23
11. 推進体制、推進状況の把握、PDCA サイクルなど.....	24

# 第 1 章 はじめに

## 1 計画策定の趣旨

我が国では、度重なる大規模な自然災害による被害と復興という歴史を繰り返し、その度に、災害への備えとしてさまざまな対策を講じてきました。

しかし、近年では、東日本大震災に代表されるような想定外の事態や、異常気象による大規模な被害の発生など、長期にわたる復旧が必要となる事態が各地で頻発しています。

これらのことから、多様な自然災害を想定しながらも、強くしなやかな都市づくりを平時から行うことを目的として、平成 25（2013）年に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「国土強靱化基本法」と表記）が制定されました。

また、平成 26（2014）年には、国土強靱化基本法に基づき「国土強靱化基本計画（平成 26（2014）年 6 月）」が策定されました。埼玉県では平成 29（2017）年 3 月に「埼玉県地域強靱化計画」を策定しています。

## 2. 策定経緯

本計画の策定にあたっては、同時に策定されている第 5 次三郷市総合計画と同時期に策定されていることもあり、同計画策定のために組織された「三郷市まちづくり委員会」の中で、専門家（大学教授等）や各種団体の長、市民の代表の意見を反映しながら策定を行いました。

## 3. 位置づけ

本計画は、国土強靱化基本法第 4 条に基づき、地方公共団体の責務として、計画策定を行うことが位置づけられています。

「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、第二条の基本理念にのっとり、国土強靱化に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

三郷市地域防災計画と併せて、災害発生時の被害を最初限に、速やかな復旧・復興を図ります。

計画の種類	三郷市強靱化地域計画	三郷市地域防災計画
対象とする災害	あらゆる自然災害 (地震、豪雨、台風、竜巻、大雪、火山灰による災害など)	三郷市において発生の可能性がある地震、風、水、雪、火山灰、大規模な事故による災害
計画の内容	災害の発生を見越して、被害を最小限にするために三郷市が実施すべき施策を示すもの (事前準備のための指針)	災害発生前～発生時～普及・復興時に、各部署や協力機関が実施すべき行動を示すもの (主に行動マニュアル)
法律	国土強靱化基本法	災害対策基本法

あわせて、持続可能な開発目標（SDGs）実施指針（平成28（2016）年）によれば、実施指針の4本目の柱にて「持続可能で強靱な国土と質の高いインフラの整備」が位置づけられており、その筆頭に「国土強靱化計画の推進」が位置づけられています。

持続可能な開発目標（SDGs）を達成するための具体的施策（付表・抜粋）

持続可能で強靱な国土と質の高いインフラの整備

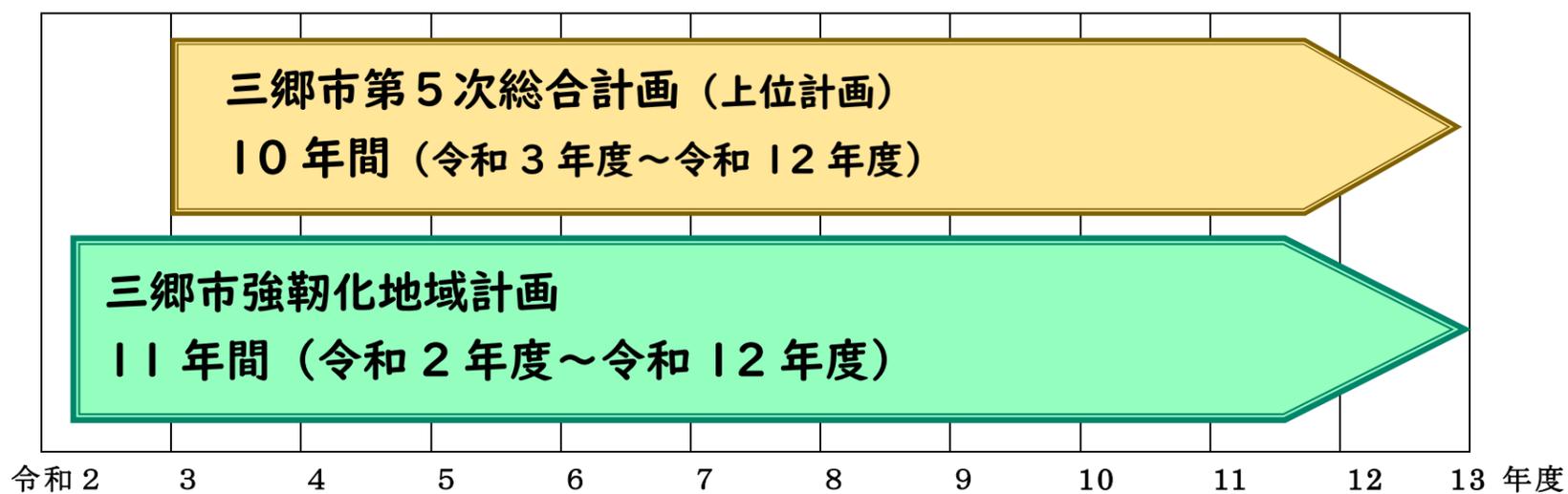
インフラ	施策概要	ターゲット	指標	関係省庁
国土強靱化の推進	「国土強靱化基本計画」（平成26年6月閣議決定）及び「国土強靱化アクションプラン」の着実な推進を図るとともに、地方公共団体における地域計画の策定・実施の支援や、民間における国土強靱化に資する取組の促進を行う。	1.5 9.1 11.5 11.b 13.1	①「国土強靱化基本計画」及び「国土強靱化アクションプラン」で設定されたKPI ②国土強靱化地域計画の策定及び検討着手団体数	内閣官房

資料：持続可能な開発目標（SDGs）実施指針



#### 4. 計画期間

本計画は、令和2年度に策定する第5次三郷市総合計画と合わせて令和12年度までとし、令和2年度（6月）～令和12年度までの11年間とするとともに、今後、社会情勢等の変化に応じ、適宜見直しを行います



## 第2章 基本目標

### 1 基本目標

本市における強靱化を推進する上での基本目標の設定にあたっては、県計画とも整合を図りつつも、本市の立地特性に応じた内容として4つの目標を設定しました。

- I 人命の保護を最大限図ること
- II 行政、地域社会の重要な機能を維持すること
- III 市民の財産及び生活、並びに公共施設等の被害を最小限に抑えること
- IV 迅速な復旧・復興を可能とする備えをすること

### 2 想定する災害

地震、豪雨、台風、竜巻、大雪、火山噴火などあらゆる自然災害に起因する大規模な被害を想定します。（建物倒壊、火災、洪水・浸水、倒木、ライフラインの供給停止、交通網の麻痺、通信網の停止、大規模な事故、火山灰の降下など。）

### 3 想定する災害の規模

本市では大規模な自然災害のうち、特に地震と洪水が最も大きな被害をもたらす可能性があります。

地震では、首都直下地震として、東京湾北部地震が大きな被害をもたらすと予測されます。

### 4 事前に備えるべき目標（行動目標）

本市では、4つの基本目標をもとに、大規模な自然災害を想定し、事前に備えるべき行動目標として次の9つを設定しました。

- 目標1 被害の発生抑制により人命の保護が最大限に図られる
- 目標2 救助・救急・医療活動が迅速に行われる
- 目標3 必要な交通機能、情報通信機能を確保する
- 目標4 必要不可欠な行政機能を確保する
- 目標5 生活・経済活動に必要なライフラインを確保し、早期に復旧する
- 目標6 経済活動（サプライチェーンを含む）機能を維持する
- 目標7 二次災害を発生させない
- 目標8 大規模自然災害被災後でも迅速な再建・回復ができるようにする
- 目標9 市民・地域が自らも行動が可能な環境にする

## 5 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

国土強靱化基本計画で設定された45の「起きてはならない最悪の事態」及び県地域計画の37の「起きてはならない最悪の事態」との整合性を図りつつ、本市の役割や特徴を考慮したうえで「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を設定しました。

基本目標	事前に備えるべき目標の設定	起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)
I 人命の保護を最大限図ること	1 被害の発生抑制により人命の保護が最大限に図られる	1 構造物(建物・高架道路等)の倒壊による多数の死傷者の発生
		2 住宅や大型倉庫、工場など大規模火災による多数の死傷者の発生
		3 河川の氾濫、大規模浸水等の水害による多数の死傷者の発生
		4 暴風、竜巻等による多数の死傷者の発生
		5 線路、土手、宅地の盛り土など造成地の崩壊等による多数の死傷者の発生
		6 災害対応(避難指示の遅れ、情報伝達の不足等など)の遅延等により、多数の要救助者・行方不明者・死傷者が発生する事態
		7 市民の防災意識の低さによる避難行動の遅れに伴う死傷者の発生
II 行政、地域社会の重要な機能を維持すること	2 救助・救急・医療活動が迅速に行われる	1 消防、その他自衛隊や警察等の救助・救急活動等の絶対的不足、活動の大量発生、行方不明者捜索の難航
III 市民の財産及び生活、並びに公共施設等の被害を最小限に抑えること		2 救助・医療支援ルート途絶、医療施設・関係者の不足による救助・医療機能の麻痺
		3 医療活動に必要なエネルギー供給の途絶による救助・医療機能の麻痺
		4 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理、疫病・感染症等による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
		5 住民の多数被災、自主防災組織倉庫の被災等により、自主防災組織としての救援・消火活動がほとんどできず、地域の助け合いも機能しない事態の発生
		6 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
IV 迅速な復旧・復興を可能とする備えをすること	3 必要な交通機能、情報通信機能を確保する	1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
		2 テレビやラジオなど災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
		3 火山噴火による降灰、豪雪等による交通機能の麻痺
		4 陸・川・空の交通インフラ等(鉄道・道路・船着き場・ヘリポートなど)の長期間停止により、救急・救命活動や支援物資の輸送ができない
必要不可欠な行政機能を確保する	4	1 被災による司法機能、警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱
		2 市職員及び公共施設等の被災、体制の整備不足等による行政機能の大幅な低下
		3 防災関係機関、災害時応援協定を締結している自治体や民間企業と連携がとれず、災害対策が麻痺

基本目標	事前に備えるべき目標の設定	起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)	
<p>I 人命の保護を最大限図ること</p> <p>II 行政、地域社会の重要な機能を維持すること</p> <p>III 市民の財産及び生活、並びに公共施設等の被害を最小限に抑えること</p> <p>IV 迅速な復旧・復興を可能とする備えをすること</p>	5 生活・経済活動に必要なライフラインを確保し、早期に復旧する	1	食料、飲料水、生命に関わる物資が市民に適切に供給されない
		2	電力・ガス等のエネルギー供給機能停止の長期化
		3	上水道等の長期間にわたる供給停止
		4	廃棄物処理施設、汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
	6 経済活動(サプライチェーンを含む)機能を維持する	1	農業・産業の生産力が大幅に低下する事態
		2	金融サービス等の機能停止による国民生活・商取引等への甚大な影響
	7 二次災害を発生させない	1	地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
		2	沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺
		3	火山灰降下による防災インフラ(堤防、排水施設等)の損壊・機能不全による多数の死傷者の発生
		4	被災による有害物質の大規模拡散・流出により被害の拡大
		5	被災による想定を超える大量の帰宅困難者の発生、支援不足による混乱から被害の拡大
	8 大規模自然災害被災後でも迅速な再建・回復ができるようにする	1	防災インフラ(堤防、排水施設、道路等)の長期間にわたる機能不全
		2	農地等の被害による荒廃地の増加
		3	復興を支える人材等( 専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態
		4	広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態
		5	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・喪失
		6	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
		7	被害認定調査、リ災証明発行、仮設住宅の供給等の業務の遅延による生活再建が遅れる事態
		8	風評被害、イメージ低下、信用不安、生産力の回復遅れなどによる人口・経済等への甚大な影響
	9 市民・地域が自らも行動が可能な環境にする	1	ボランティアの人材、受け入れ体制の不足により、市民生活の再建が遅れる事態
		2	準備・災害時・事後の行動について市民の知識・認識不足により、市民生活の再建が遅れる事態

## 7 施策分野

市で想定した「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を回避するための施策について、施策分野を設定しました。

また、本市の総合的な市政運営の指針となる三郷市総合計画と一体的に実施及び進捗管理をしていくため、三郷市総合計画のまちづくり方針と一致させました。

No.	施策分野	三郷市総合計画の分野	
1	防災・安全	まちづくり方針 1	安全でいつも安心して住めるまちづくり
2	子どもの教育・文化	まちづくり方針 2	子どもが健やかに、のびのびと成長できるまちづくり
3	自然・環境	まちづくり方針 3	水と緑を生かした環境にやさしいまちづくり
4	都市・交通基盤	まちづくり方針 4	都市基盤の充実した住みやすいまちづくり
5	産業・雇用・地域経営	まちづくり方針 5	魅力的で活力のあるまちづくり
6	市民の教育・文化	まちづくり方針 6	誰もが生きがいを持ち輝くまちづくり
7	健康・社会福祉	まちづくり方針 7	健やかで自立した生活を支え合うまちづくり
8	横断的分野	経営方針 1～3	市の組織をより良くするための横断的な方針

## 8 脆弱性の分析・評価、課題

市で想定した、各「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を1つのプログラムとし、脆弱性の分析・評価をしました。

### 1-1 構造物（建物・高架道路等）の倒壊による多数の死傷者の発生

- ・東京湾北部地震（M7.3／最大震度 6 強）の被害予測では、建物の全壊数 1,189 棟、半壊数 3,331 棟、人的被害も想定されており、昭和 56 年 5 月以前の旧耐震基準の建物に大きな被害が発生する可能性があります。
- ・みさと団地や早稲田団地など古くからある大規模団地があります
- ・公共施設を含めた市内の建物や、設備、高架道路、橋梁などの老朽化が進んでいます。
- ・下水道管では、平成 12 年以前に埋設された管は現行の耐震基準を満たしていません。
- ・耐震性の低い建物が密集している地域や、彦成・戸ヶ崎地区をはじめ狭隘道路が多い地

域があります。

- 彦成地区、戸ヶ崎地区等、瓦屋根の住宅が多い地区での倒壊危険があります。
- 管理が及んでいない空き家が点在しています。

建物について、必ずしも 老朽化＝倒壊 とはならないとのご指摘もありましたが、老朽化により倒壊のリスクは高まるので、脆弱性として評価しつつ老朽化＝倒壊とならないための対策を推進することが求められていると考え、そのまま残しました。

## 1-2 住宅や大型倉庫、工場など大規模火災による多数の死傷者の発生

- 近年、大型商業施設が増加しており、流入人口が増えたことにより、多数の傷病者が発生することが考えられます。
- 三郷インターチェンジの周辺などでは、大型倉庫などの大規模建築物が増加しています。大型の倉庫が多く出火すると、影響範囲が大きくなり消火までに長時間を要します。
- 給食センターなどの熱源を使用する施設が老朽化しています。
- 三郷市の北部地域では自然水利が不足しているため、地震等で消火栓機能が麻痺した場合に火災の延焼拡大を防ぐことが困難となります。特に早稲田地区などは、古い住宅も多く、延焼危険が増すことが課題となっています。また、第二大場川・二郷半用水、久兵衛用水など渇水時期は市全域の水利が不足となります。
- 道幅が狭く建物が密集している地域があり、火災が発生すると広範囲な延焼になりやすくなります。特に、戸ヶ崎地区などの市街化区域内では、延焼を防ぐオープンスペースとなる公園が少ない状況です。

## 1-3 河川の氾濫、大規模浸水等の水害による多数の死傷者の発生

- 本市は、江戸川と中川に挟まれた低地帯であり、利根川、江戸川、荒川などの大河川の堤防から水が溢れるなど、外水はん濫が起きると市内の大半が浸水すると想定されています。
- 近年の局地的な集中豪雨の頻度が増加傾向にあり、市内の河川や排水路の排水能力が一時的に不足し、これまで以上に内水はん濫による被害が想定されています。また、地盤が低く浸水しやすい箇所や農繁期には用水の影響も受け、河川や排水路の水位が高い状態などにより、内水はん濫を引き起こす危険があります。
- 大規模水害が発生した際に避難可能な高台等が存在せず、避難場所の確保が課題となっています。
- 河川沿いに旧集落があり、河川の氾濫が起きると被害が甚大になりやすい状況です。
- 水害ハザードマップでは、三郷市のほぼ全域が浸水想定区域となっています。
- 公共下水道の整備がまだ完了していません。公共下水道施設（ポンプ場など）が浸水する可能性があります。
- 市管理の河川の整備（下第二大場川）や市内水路の整備（改修）が完了していません。

また、国、県管理の河川についても、未整備区間があります。

・避難に時間がかかる要配慮者の避難支援者確保が課題となっています。

#### 1-4 暴風、竜巻等による多数の死傷者の発生

- ・市内鉄道路線や高速道路が高架となっており大規模鉄道災害の可能性があります。
- ・暴風、竜巻等で倒壊危険の高い古い木造建築物が多くあります。
- ・街路樹や緑道の延長が増えています。街路樹や公園等の樹木について、暴風により倒木の恐れがあります。

#### 1-5 線路、土手、宅地の盛り土など造成地の崩壊等による多数の死傷者の発生

- ・軌道下の下水道の管が破壊された場合、鉄道に影響がでる可能性があります。
- ・市内の高台のほとんどが人工的な高台であり、水害時や震災時に崩壊しやすいです。造成されている武蔵野線や新三郷ららシティに関しては、造成場所を道路で区画しているため、近隣住宅等への被害は及びにくくなっています。
- ・市内のほとんどは平地のため、過去に土砂災害等の経験がないことが課題となっています。

#### 1-6 災害対応（避難指示の遅れ、情報伝達の不足等など）の遅延等により、多数の要救助者・行方不明者・死傷者が発生する事態

- ・近年は、市内の大規模災害の対応事案がないため、経験と教訓が乏しい状況です。
- ・旧市街地には幅員 4m未満の狭隘道路が点在しています。災害発生時に建築物等が倒壊した場合、救急活動時に緊急車両が進出できず、救助活動への遅れによる被害の拡大や、傷病者の搬送に時間を要します。
- ・住民への避難情報等の伝達については、防災行政無線のほか、メール配信サービス、ホームページ、twitter、facebook 等を活用して情報伝達手段の多様化・多重化に努めています。一方で、インターネット環境を持たないかたには、SNS 等による情報伝達ができないといった課題があります。
- ・市内小・中学校においては、計画的な避難訓練を実施しています。（市内27校に緊急地震速報受信システム端末機を設置）
- ・要配慮者は、避難に時間がかかるため、早めの避難情報の伝達が必要です。

#### 1-7 市民の防災意識の低さによる避難行動の遅れに伴う死傷者の発生

- ・近年は、大規模な被害が発生する自然現象の経験がなく、市民や職員の防災意識の醸成が課題となっています。以前のような水害を繰り返してきた歴史を知らないことなどがあります。

- ・転入者が増加し、自宅付近の危険性を知らない住民が増えています。自分の住んでいるところは安全、まだ避難しなくても大丈夫といった過信から、避難行動が遅れてしまうことがあります。
- ・避難に時間がかかる要配慮者を助ける避難支援者の確保が課題となっています。日中の福祉施設に通う障がい者は支援者、家族による送迎が基本ですが、引き取りの遅れにより、障がい者の施設への滞在の可能性があります。障がい者は避難に時間が要するため、障がいのない人より一段階早めの避難が必要という家族の意識が必要です。
- ・市民への情報提供が課題となっています。指定緊急避難所・指定避難所を開設しても市民への情報提供ツール（ホームページ・市民配信メール）では、情報共有が限られています。特に要配慮者への情報伝達が課題です。
- ・団地やマンション等の集合住宅では、核家族が多く、隣近所との付き合いを避ける傾向があるため、自主防災組織の活動等の共助による取り組みが活発に行われていない地域があります。

## 2-1 消防、その他自衛隊や警察等の救助・救急活動等の絶対的不足、活動の大量発生、行方不明者搜索の難航

- ・三郷市は国の定める消防力を十分に満たしているとは言えない状況です。国の定める消防力は、市の広さ、人口に基づき算定されますので、近年の人口が増加により、消防力が追い付いていないのが現状です。
- ・本市は、一級河川に挟まれており、応援部隊の進入ルートが限られています。
- ・地域における交流が減少し、住民同士の関わり合いが希薄化しています。

## 2-2 救助・医療支援ルートの途絶、医療施設・関係者の不足による救助・医療機能の麻痺

- ・市内各小・中学校に応急手当普及員がいるものの、更新講習、新規講習の受講者が少なくなっています。
- ・一級河川に挟まれているため、応援部隊の進入ルートが限られています。
- ・具体的な行動を記載した「医療救護マニュアル」は、より多様な災害に備えたものにする必要があるため、保健師などが参加するワーキンググループにおいて見直しを行っています。（危機管理防災課からの指摘）
- ・関係機関と災害時の具体的な役割分担等についての連携が不足しています。また、専門職による支援チームなどの受け入れ体制が十分ではありません。
- ・福祉施設等において常備薬、非常食が不足する可能性があります。
- ・医療機関との連絡は、携帯電話で行っていますが、災害時の電話による通信の信頼性が課題です。
- ・市内医療機関の収容力、対応力の整理、調整が必要です。
- ・大規模地震等の際には重機会社との協定などである程度対応は可能となっていますが、水害では救助・医療支援ルートが遮断される可能性があり、内水氾濫時の移動手段等の

整備が課題です。

- ・旧市街地には幅員 4m未滿の狹隘道路が点在しています。地震などにより建物が倒壊した場合に救助・医療支援ルートが途絶える可能性があります。

### 2-3 医療活動に必要なエネルギー供給の途絶による救助・医療機能の麻痺

- ・「災害時における給油取扱所の支援協力に関する協定書」を埼玉県石油商業組合 三郷支部と締結していますが、市内医療機関からエネルギー供給の申し出があった場合の対応の整備が十分ではありません。
- ・医療的ケアを必要とする障がい児者の医療機器の電源の確保に課題があります。
- ・消防車や救急車の燃料は、一般の給油スタンドで給油しているため、燃料供給が途絶えることにより、車両の運用ができなくなる可能性があります。

### 2-4 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理、疫病・感染症等による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

- ・衛生環境が悪化した場合に、感染症や心身の不調が発生する可能性があります。
- ・市内または近隣に居住している市職員の保健師が少なく、子育て世代の保健師が多いため、災害時保健活動に従事できる保健師が不足し、被災市民に必要な支援力が不足する可能性があります。保健活動を担う人材の不足と庁内関係部署との連携の強化が課題となっています。
- ・指定避難所は学校の体育館などが中心であり、長期に渡る避難生活となった場合に住環境には適していません。体育館の床は板張であり、夜間の寒さ対策が必要です。
- ・避難所にペットが同伴された場合、アレルギーの発症や、衛生面、マナーなどに課題があります。
- ・福祉避難所の広さや支援スタッフが足りないため、多くの避難者に対応できません。

### 2-5 住民の多数被災、自主防災組織倉庫の被災等により、自主防災組織としての救援・消火活動がほとんどできず、地域の助け合いも機能しない事態の発生

- ・自主防災組織の組織率は、平成 31 年 4 月 1 日現在で 96.3%と全国と比較して高い水準を保持していますが、担い手の高齢化が進んでいます。自主防災組織の総合防災訓練の実施、防災倉庫の設置、防災資機材の購入に対する補助金を交付し、内容の充実に努めています。

### 2-6 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

- ・放水路や大場川等の橋が崩落した場合に、進入・搬送ルートの確保が課題となります。

### 3-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止

- 電柱の倒壊等により、地上の通信インフラ設備が使用できなくなる可能性があります。
- 市内小・中学校において、保護者にメール登録を呼びかけ、メール配信による引き取り訓練を実施していますが、全家庭のメール登録が課題です。
- 水道施設の運転について、無人施設である北部第二配水場、中央浄水場、場外深井戸は、NTTの専用回線等を使用しています。また、浄配水場の機械警備はNTTの電話回線を使用しています。通信インフラが機能停止となると、水道施設の遠隔操作が出来なくなるため、現場操作のために必要な人員の確保が必要です。また、機械警備が有人の対応となります。
- 防災行政無線（固定系）は、立地場所によって、放送内容が聞き取れない、聞こえづらといった難聴地域があります。
- 防災行政無線（移動系）が令和4年10月でアナログ波の使用が出来なくなります。
- 災害通報の窓口となる、消防通信指令施設の老朽化が課題となっています。

### 3-2 テレビやラジオなど災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

- 防災行政無線の立地場所によって、放送内容が聞き取れない、聞こえづら難聴地域があります。
- インターネット環境が無いかたには、SNSによる情報伝達できません。
- 市内小・中学校において、保護者にメール登録を呼びかけ、メール配信による引き取り訓練を実施していますが、全家庭のメール登録が課題です。

### 3-3 火山噴火による降灰、豪雪等による交通機能の麻痺

- 主要道路、駅周辺路線、また橋梁箇所の機能麻痺は、交通網に大きな影響を与えます。
- 富士山が噴火した場合には、富士山火山防災協議会による富士山ハザードマップ検討委員会報告書（平成16年）や富士山火山広域防災検討会報告（平成17年）による富士山降灰可能性マップにおいて、三郷市では、最大約2～10cmの堆積が想定されています。
- 高速道路への降灰等に伴い、物資の輸送に支障が生じ、食料・飲料水・生活必需品等の流通が滞る可能性があります。降灰についての対応経験がないことが課題となっています。

### 3-4 陸・川・空の交通インフラ等（鉄道・道路・船着き場・ヘリポートなど）の長期間停止により、救急・救命活動や支援物資の輸送ができない

- 関係鉄道会社は、当該路線による輸送が望めない場合は、復旧対策と平行して列車の折り返し運転または自動車輸送等の対策を講じます。鉄道事業者の支援方策が課題となっ

ています。

- 道幅が狭く建物が密集している地域で、地震などにより建物が倒壊すると、陸上の交通インフラが長期間停止します。
- 緊急輸送道路や避難路としての道路整備が不十分です。
- 電柱等の倒壊によって道路の通行に支障となる可能性があります。

#### 4-1 被災による司法機能、警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱

- 倒壊した家屋等から家財道具の盗難などの被害が発生する危険性があります。災害時は警察官等の人手が不足し、見回り等の対応が十分にできない可能性があります。

#### 4-2 市職員及び公共施設等の被災、体制の整備不足等による行政機能の大幅な低下

- 市外から通勤している職員が多く、交通インフラの停止等により、出勤できない職員が増加する可能性があります。
- 老朽化している施設では、建物の崩落や落下物の危険などにより、使用できなくなる可能性があります。
- 各所属の優先業務などについて、あらゆる自然災害については十分に整理できていません。
- 職員の住所及び連絡先については電子データで管理しており、PCが利用できなくなった際に把握が困難となります。
- 防災中枢拠点となる本庁舎、消防庁舎共に浸水想定区域に立地していますが、浸水対策は十分施されていません。河川や内水氾濫時の行政、消防及び防災中枢拠点としての機能維持が課題です。三郷市消防・防災総合庁舎は、1階が車庫、2階以上が事務スペースとなっており、倒壊・座屈が起きた場合、完全に機能が停止する可能性があります。また、自家発電機を稼働させるための十分な燃料の備蓄がされていません。
- 子育て中の夫婦共働きの職員などの対応が確立されておらず、人員不足に拍車がかかる恐れがあります。女性活躍促進は進められていますが、施設の整備は遅れています。
- 福祉避難所は浸水想定区域に立地しています。また、自家発電機を稼働させるための十分な燃料の備蓄がされていません。
- 福祉避難所での支援スタッフの確保が困難となります。
- 斎場施設が被害を受けた場合、火葬業務が行えない事態が発生する可能性があります。

#### 4-3 防災関係機関、災害時応援協定を締結している自治体や民間企業と連携がとれず、災害対策が麻痺

- 防災関係機関との連絡について、県防災行政無線（固定系と衛星系）、一般加入電話が輻輳し、通話不能の場合には、災害時優先電話や衛星携帯を整備し、情報収集、連絡を行っています。
- 他自治体等からの応援職員や応援物資を受け入れる場合の受援体制が十分に整備されて

いません。

- 幹線級及び1・2等級の主要道路が麻痺した際、バイパス的役割を要する軸を形成する道路が不足しています。
- 複数の事業者や民間企業（事業者等）と災害時応援協定を締結していますが、定期的な連絡窓口の確認や情報交換等をしていない事業者等もあります。

#### 5-1 食料、飲料水、生命に関わる物資が市民に適切に供給されない

- 東京湾北部地震への備えとして、1日の避難者数を7,541人、災害救助従事者を1,000人と見込み、食料の目標備蓄量を43,000食（3日分）として計画的に備蓄を行っており、防災拠点となる消防庁舎、瑞沼市民センター、前川中学校を中心に指定避難所33箇所への分散備蓄を進めています。しかし、避難所での生活が、長期化した場合に、備蓄品が不足してしまう可能性があります。
- 指定避難所における備蓄場所は、原則建物の上層階を提供してもらっていますが、建物の1階や敷地内に倉庫を建てて保管しているところもあり、水に浸かってしまう可能性があります。
- 幹線級及び1・2等級の主要道路が麻痺した際のバイパス的役割を要する軸を形成する道路が不足しています。
- 給水車等の応急給水資機材を整備していますが、市内全域で断水が発生した場合、全域での応急給水は困難となる可能性があります。
- 日本水道協会を通じた相互応援体制が構築されており、他事業者の応援を受け、応急給水を行うこととなります。
- 配水管路の耐震化率が37.9%（平成30年実績）であり、地震被災時に配水管路に被害を受け、水道水の断水が発生する可能性があります。
- 二次避難所としての明確な避難者の設定がないため、想定より避難数が多くなった場合に、食料等が不足する可能性があります。

#### 5-2 電力・ガス等のエネルギー供給機能停止の長期化

- 東京電力による電力供給が停止した場合、または長期化する場合、水道施設に対する電源の確保を行う必要があります。非常用自家発電設備により電源を確保しますが、確保している燃料容量が10～12時間のため、継続運転を行うための燃料の確保が課題です。
- 照明が全て消灯する可能性のある公園、緑道区間があります。
- 埼玉県地震被害想定調査報告書（平成26年3月）によると地震発災直後の市の停電世帯は、29,731世帯、停電人口は76,411人と想定されています。
- 電柱等が倒壊した場合、民家に損害を及ぼす、道路が通行できなくなる、広い範囲で停電が発生する可能性があります。
- 幹線級及び1・2等級の主要道路が麻痺した際のバイパス的役割を要する軸を形成する道路が不足しています。

- 学校給食の供給停止が長期化する可能性があります。熱源の確保が課題です。
- 消防庁舎の自家発電で長期の対応は困難なため、他の電源確保が課題です。北分署には太陽光発電及び蓄電池設備が備えられています。

### 5-3 上水道等の長期間にわたる供給停止

- 幹線級及び1・2等級の主要道路が麻痺した際のバイパス的役割を要する軸を形成する道路が不足しています。
- 学校給食の供給停止が長期化する可能性があります。お湯を沸かせる程度の飲料水の確保が課題です。
- 河川氾濫、大規模浸水等の水害により、水道施設に対する浸水リスクがあります。三郷市水害ハザードマップでは、利根川氾濫時に最大3.0m未満まで、江戸川氾濫時に最大5.0m未満までの浸水が想定されます。また、地震被災時に水道施設及び管路に被害を受ける可能性があるため、水道施設の耐震化について、継続して事業を実施しています。浸水時に水道施設が被害を受けないための対策や、地震時の安定給水の確保が課題です。
- 火災が発生した際に、消火栓が使用できなくなります。

### 5-4 廃棄物処理施設、汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

- 三郷市不燃物処理場は老朽化が進んでいるため、大規模災害で甚大な被害を受けることが予想されます。東埼玉資源環境組合のごみ焼却施設、し尿処理施設は耐震化が進んでいますが、搬入時に橋を渡る必要があることが懸念されます。
- 幹線級及び1・2等級の主要道路が麻痺した際のバイパス的役割を要する軸を形成する道路が不足しています。
- 公共下水道（汚水）の管渠は、道路内に埋設されており、被害状況を把握するために期間を要します。埋設管を調査する道具（テレビカメラなど）がなく、扱える人材もいないため、早期に状況を把握する体制の確保が必要です。

### 6-1 農業・産業の生産力が大幅に低下する事態

- 稲作や畑では高齢化が進んでおり、所有者が自ら耕作するものは少なくなっています。
- 事業継続を図るためのBCP（事業継続計画）の策定企業が少ない状況です。災害に対する事前対策の重要性、必要性についての理解が十分得られていません。

### 6-2 金融サービス等の機能停止による国民生活・商取引等への甚大な影響

- 緊急に支払いを行う必要が生じた場合、庁舎内には多額の現金を保管していません。
- 金融機関等からの預金引き出しが滞る可能性があります。

### 7-1 地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

- 古い木造住宅が密集する区域が存するため、延焼し対応が遅れた場合拡大する可能性があります。
- ライフラインの復旧エリアで同時に通電火災の発生する恐れがあるため、復旧後の二次災害防止の情報提供が必要です。
- 道幅が狭く建物が密集している地域で地震などにより火災が発生すると広範囲な延焼になりやすく、消防車両の進入も困難であり、拡幅が課題です。
- 消防水利（防火水槽）の適正配置が十分ではありません。防火水槽の買取・廃止要望が増えていることが課題です。
- 緊急輸送道路や避難路としての道路整備が不十分です。
- 市街地において道路に生えた雑草に延焼が広がる可能性があります。

#### 7-2 沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺

- 緊急輸送道路に布設されている配水管で耐震化されていないものについて、地震被災時に被害を受け大規模な漏水が発生した場合、道路陥没を起こすことが想定され、被災状況によっては道路交通に支障を及ぼす可能性があります。
- 旧市街地には幅員 4m未満の狭隘道路が点在しています。
- 東京湾北部地震（M7.3／最大震度 6 強）の被害予測では、建物の全壊数 1,189 棟、半壊数 3,331 棟、人的被害も想定されており、これらの建物が避難路等の寸断や、消火・救助活動への支障となる可能性があります。
- 緊急輸送道路や避難路としての道路整備が不十分です。

#### 7-3 火山灰降下による防災インフラ（堤防、排水施設等）の損壊・機能不全による多数の死傷者の発生

- 河川、排水機場等について、点検及び被害状況の把握が必要です。河川や排水機場の日常点検の際や、災害時における被害状況を把握する人材及び体制確保が課題です。
- 市内の河川、排水機場等は延長や箇所数が多いため、状況の把握に期間を要します。また、被害状況が多い場合の早期復旧に時間を要します。

#### 7-4 被災による有害物質の大規模拡散・流出により被害の拡大

- 浸水想定区域にある危険物施設からの危険物の漏洩の可能性があります。漏洩した危険物に引火して消火困難な火災が発生する可能性があります。水害からの危険物漏洩予防処置が定められていない状況です。
- 水害ハザードマップについて市民（施設関係者）の認知度が不足しています。

### 7-5 被災による想定を超える大量の帰宅困難者の発生、支援不足による混乱から被害の拡大

- ・旧市街地には幅員 4m未満の狭隘道路が点在しています。狭隘道路沿道の建築物等が倒壊した場合、車両が進入できず交通遮断される可能性があります。
- ・東京湾北部地震が発生した場合、埼玉県地震被害想定調査報告書（平成26年3月）によると、市の帰宅困難者は、16,751人に上ると想定されています。帰宅困難者に支給する物資として、食料（パン、クラッカー）、水 500ml、ウェットティッシュ、糞尿処理セット、アルミブランケットを備蓄していますが、帰宅困難者を一時的に受け入れることのできる施設として、公共施設以外の民間施設（駅、大型集客施設等）が確保できていません。

### 8-1 防災インフラ（堤防、排水施設、道路等）の長期間にわたる機能不全

- ・河川、排水機場、道路等について、点検及び被害状況の把握が必要です。河川、排水機場、道路等の日常点検の際や、災害時における被害状況を把握する人材及び体制確保が課題です。
- ・市内の河川や道路は延長が長い<sup>①</sup>ため、状況の把握に期間を要します。また、被害状況が多い場合の早期復旧に時間を要します。
- ・旧市街地には幅員 4m未満の狭隘道路が点在しています。災害発生時に特に狭隘道路沿道の建築物等が倒壊した場合、車両が進入できず交通遮断される可能性があります。
- ・道路が復旧しないと消防車両が通行できず、災害現場に向かうことが困難となります。

### 8-2 農地等の被害による荒廃地の増加

- ・高齢化のため所有者自ら耕作をおこなっている農地が少なくなってきました。農地としてではなく、財産として取扱いされています。

### 8-3 復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態

- ・埼玉県・市町村被災者安心支援に関する基本協定をはじめとした、他自治体との災害時相互応援協定を締結しています。これにより、市の通常の防災体制のみでは、十分かつ迅速に応急対策及び復旧対策を実施することが困難な場合に、協定締結先から迅速にスキルを持った職員を派遣してもらい、支援を受けることが出来ます。しかし、支援する側の自治体も人手不足となるため、中・長期（3ヶ月以上）の職員派遣を求めることは難しい状況です。
- ・「東京湾北部地震」が発生した場合、市における最大震度は6強と予想されており、それ

に伴う建築物被害の程度は、全壊数が 1,189 棟、半壊数が 3,331 棟、焼失数が 76 件（冬の夕 18 時）と予想されているため、被災後の復興を支える実務を担当する人材が、一時的に不足することが予測されます。（2つの文章をまとめた）

#### 8-4 広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態

・「東京湾北部地震」などの地震による津波が発生した場合、江戸川や中川を遡上することで、本市にも被害が発生する可能性があります。

（三郷市の地勢を考慮し、新たな文章を提案しています）

- ・水道施設は浸水により被災すると、機械電気設備が使用できなくなり、断水が発生する可能性があります。三郷市水害ハザードマップでは、利根川氾濫時に最大 3.0m未満まで、江戸川氾濫時に最大 5.0m未満までの浸水が想定されます。浄配水場施設の浸水対策の実施が必要です。また、復興期における、安定給水の確保が必要です。

#### 8-5 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・喪失

- ・有形文化財（特に建造物）の経年劣化等が課題となっています。
- ・高齢化や地域コミュニティの変化による無形民俗文化財の担い手が不足しています。
- ・文化財・歴史資料に対する防災、被災対応を十分に検討する必要があります。
- ・図書館で所有する資料については紙媒体のため、水害や火災については脆弱性が高くなっています。資料の保護対策方法や被災後の修復方法についての対応が課題です。
- ・「東京湾北部地震」が発生した場合、市における最大震度は6強と予想されており、それに伴い貴重な文化財や環境的資産が喪失する可能性があります。（危機管理防災課の指摘をもとに改変、生涯学習課は削除）

#### 8-6 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

- ・三郷市地域防災計画により、応急仮設住宅用地は番匠免運動公園、県営みさと公園、半田運動公園の3箇所を候補地としていますが、選定には至っていません。応急仮設住宅の建設を容易にするため、平素から市内の応急仮設住宅のための用地選定が必要です。
- ・「東京湾北部地震」が発生した場合、市における最大震度は6強と予想されており、それに伴う建築物被害の程度は、全壊数が 1,189 棟、半壊数が 3,331 棟、焼失数が 76 件（冬の夕 18 時）と予想されています。そのため、適切な事前復興計画の策定が課題です。

#### 8-7 被害認定調査、り災証明発行、仮設住宅の供給等の業務の遅延による生活再建が遅れる事態

- 市内全域における建物等の被害状況の把握が難しく、被害認定調査の経験者も不足しています。
- 罹災証明発行等業務のための人手不足が予測されます。被害状況調査を含めて関係する部署が連携し、迅速かつ適正な処理を行っています。しかし、申請の件数が多くなると、速やかな発行が出来なくなり、被害認定調査、り災証明の発行に期間を要することが予想されます。
- 被害認定調査、り災証明発行等の業務に係るシステムが構築されていません。
- 地震や風水害等を想定し、被害認定調査、り災証明発行、仮設住宅の供給等の業務などの遅延が生じないように、適切な事前復興計画の策定が課題です。  
(分野の内容を考慮し、大幅に書き換えています)

#### 8-8 風評被害、イメージ低下、信用不安、生産力の回復遅れなどによる人口・経済等への甚大な影響

- 三郷市水害ハザードマップでは、利根川氾濫時に最大 3.0m未満まで、江戸川氾濫時に最大 5.0m未満までの浸水が想定されるため、特に想定の上限に近い浸水のあった場合、復旧まで時間を要します。
- また、「東京湾北部地震」が発生した場合、市における最大震度は6強と予想されており、それに伴う建築物被害の程度は、全壊数が 1,189 棟、半壊数が 3,331 棟、焼失数が 76 件（冬の夕 18 時）と予想されているため、風評被害、イメージ低下、信用不安、生産力の回復遅れが生じないように、適切な事前復興計画の策定が課題です。（危機管理防災課の指摘を受けて改変した上で、文書を調整）

#### 9-1 ボランティアの人材、受け入れ体制の不足により、市民生活の再建が遅れる事態

- 三郷市社会福祉協議会が、ボランティアの募集、ニーズの把握を行い、集まった人材と各種活動内容に合わせたマッチングを行うコーディネーターとしての役割を果たしています。災害時のボランティアは、市と社会福祉協議会が連携して、ボランティアセンターを立ち上げて、受け入れを行うことになっていますが、センターを設置できる施設の選定や施設の使用に関しては、施設管理者等との調整が必要です。

#### 9-2 準備・災害時・事後の行動について市民の知識・認識不足により、市民生活の再建が遅れる事態

- 「東京湾北部地震」などの地震や水害が発生した場合、市民の知識・認識不足により、市民生活の再建が遅れる事態が生じる可能性があります。（文章を章の内容をみて全面的に書き換え）
- 防災講話や防災講演会などを通じて、市民に対して、防災情報等の収集手段、日頃の備え、避難時の心得等の防災知識の普及・啓発を図っています。

- 近年は転入者が増加しており、危険性を良く知らない住民が増えています。自分の住んでいるところは安全、まだ避難しなくても大丈夫といった過信から、避難行動が遅れてしまうことがあります。

9 方針、取り組み

取組み【防災・安全-（ま1）安全でいつも安心して住めるまちづくり】			リスクシナリオ	担当部署
消防団や自主防災組織などの地域防災力の強化します	1	自主防災活動に関心を持ってもらえるように啓発を強化します。	8-1、2-5	危機管理
	2	若い世代の参画を促進し、後進の育成に努めます。	2-5	危機管理
	3	防災倉庫設置の被災しにくい構造に向けた指導を図ります。	2-5	危機管理
	4	町会との共助の強化に努めます。	1-6	危機管理
	5	防災リーダー研修等を通じた防災について考える機会の創出を図ります。	9-2	危機管理
地域の強靱化を進めます	6	建物の耐震化を所有者に働きかけ、補助事業等による支援を推進します。	1-1、2-3	開発指導
	7	空き家の除却や適正な維持管理について、所有者への周知を図ります。	1-1、1-2	クリーン
	8	県の緊急輸送道路の指定に対し、沿道にある建築物の耐震化促進のため、県・市それぞれの役割分担に基づいた所有者へ支援をします。	7-2	道路河川
	9	配水管路の耐震化率を60%まで向上させることによる断水被害のリスクの低減を図ります。	5-1	水道
消防力の確保に努めます	10	指定消防水利の増強と適正な管理と消火栓以外の有効な消防水利を検討します。	1-2、7-1、5-3	消防
	11	消防指令業務の代替え手段や広域化（近隣消防との指令業務の統合）を検討します。	3-1	消防
	12	消防戦術の見直しや消防車両、資機材の適正配備を推進します。	2-1、7-1	消防
	13	複数個所で発生した災害に対応する消防力確保について検討します。	1-4	消防
	14	消防職員に対する市内状況（木造密集地など）の認識の深化を図ります。	7-1	消防
情報発信の充実を図ります	15	消防団車両、広報車両による広報及び防災行政無線確認ダイヤル、三郷市防災情報架電サービス等への登録促進を図ります。	1-6、3-2	消防
	16	効果的な人員配置による情報伝達体制を構築します。	3-2	危機管理
	17	関係機関等と連携した体制の整備による迅速で正確な情報収集や応援要請ができる体制を構築します。	1-1、1-4、1-3、1-6	危機管理
	18	水害ハザードマップによる浸水想定区域の周知徹底と安全な段階で自ら避難を判断できる意識定着を促進します。	1-3、1-7	危機管理
	19	職員の情報収集、報告、伝達に関する能力向上に努めます。	3-3、1-6	危機管理
	20	広報誌やHP、メール配信サービス等の市のあらゆるツールを利用した災害情報の市民への迅速かつ的確な情報発信に努めます。	3-3、1-4、9-2、2-5	危機管理
	21	災害予測や避難ルートの確保などにおける情報発信の強化に努めます。	1-2、1-7	危機管理
	22	防災拠点整備における通信インフラの強化としての公衆無線LAN環境の整備を推進します。	3-2	危機管理
	23	防災行政無線（移動系）のデジタル化の推進（代替えの通信手段も比較検討）と防災行政無線（固定系）の適正な配置箇所の検討による増設や移動を推進します。	3-1	危機管理
	24	民間事業者が提供する各種ネットワーク等を活用した災害情報伝達手段の多様化・多重化を検討します。	3-1	危機管理

取組み【防災・安全-（ま1）安全でいつも安心して住めるまちづくり】			リスクシナリオ	担当部署
計画的な備蓄の確保を図ります	25	各家庭における1人当たり最低3日分（推奨7日分）程度の食料、飲料水の備蓄啓発に努めます。	5-1	危機管理
	26	消防団機械器具置場24か所に舟艇（避難・救助用）など必要な備品の整備を推進します。	1-3、2-2	消防
	27	指定避難所の上層階での備蓄場所の確保に向けた取組みを推進します。	5-1	危機管理
	28	市民等に対する必要な物資の適正な備蓄を推進します。	5-3、5-1、5-2	危機管理
	29	帰宅困難者に対する物資の計画的な備蓄を推進します。	7-5	危機管理
	30	行政、消防及び防災中枢拠点としての機能を果たすための自家発電機燃料の備蓄場所の確保、燃料供給・搬送体制の整備を推進します。	4-2	危機管理
行政・市民・関係団体などあらゆる主体との連携体制の構築を図ります	31	防災行政機関、災害時応援協定を締結している民間団体との情報交換会の開催や定期的な連絡窓口の確認、必要に応じて協定の内容について見直しを行うなどの連絡体制の強化に努めます。	4-3	危機管理
	32	消防団を中心とした地域の企業、高・中学校生徒の活用、連携の強化に努めます。	2-1	消防
	33	駅、大型集客施設等を中心に一時滞在施設の確保に向けた取組みを推進します。	7-5	危機管理
	34	災害時応援協定を締結している事業者等との迅速な対応に向けた連携体制を強化します。	1-4、1-3、4-3、5-2	危機管理
	35	消防戦術の再確認や迅速な応援要請を体制構築します。	1-2	消防
	36	迅速な応援受入体制の確保や応急給水体制を強化します。	5-1	消防
	37	建設業協会などとの協力体制の確立や自治会や民生委員・児童委員など地域の方々と直接的な情報共有方法や関係の構築など、連携による体制を強化します。	1-5、2-6、3-1、3-2、4-1	危機管理
災害対応能力の向上のための人材育成や確保を推進します	38	公共交通機関等が不通になった際の職員の体制や人員確保について整理します。	4-2	人事
	39	部課を超えた人員配置の見直しや、災害対応能力の向上のための人材育成を図ります。	2-1、1-4	危機管理
	40	地域の防災訓練等での図上訓練（DIG）の体験促進と体験による家庭や地域で出来る被害軽減対策について考える機会の提供に努めます。	1-7、7-1	消防
	41	全国市長会等を通じた被災市町村に対する短期の職員派遣スキーム等による職員派遣要請を積極的に活用します。	8-3、8-7	危機管理

取組み【防災・安全-（ま1）安全でいつも安心して住めるまちづくり】			リスクシナリオ	担当部署
災害マニュアルの更新や訓練を定期的実施します	42	関係部局と連携して災害時の各種マニュアルを随時更新、作成するとともに、応急給水訓練、数傷病者事故対応、ペットの取り扱い、暴風・竜巻（局所被害）、灰・雪の除雪への対応など、マニュアルに即した訓練の実施を推進します。	1-1、5-1、2-4、1-4、4-3、3-3	危機管理
	43	消防計画を策定し、計画に沿った防災教育、防災意識の高揚及び訓練を図ります。	4-2、1-2、1-3、1-6	消防
	44	大規模施設や給食センターなどの熱源を使用する施設では、初期消火や避難誘導のほか、施設内で働いている職員、委託社員等の消防訓練の徹底が重要なことから、消防訓練を通じた初期消火や避難誘導方法の指導とともに、日常的にリスク発生が高い箇所の点検を積極的に実施します。	1-1、1-2	消防
	45	大規模災害用の消防ホースを整備し、長距離送水訓練を実施するなど、消防団の組織力を活かせる訓練を行っていきます。	1-1、1-2	消防
	46	情報伝達訓練のほか、通信インフラが機能不全に陥ったときの防災無線（子局）を使用した対処法訓練を実施します。	3-1	危機管理
	47	市内全域やその地域で起こりうる災害を学ぶ機会として、防災講話などにおいて、情報収集、早めの避難、自宅を守る安全対策等の啓発を図り、自分の命は自分で守る意識の定着を図ります。	1-7	危機管理
	計画の策定や見直しを実施します	48	消防部隊の活動だけでは消防力が不足するため、応援部隊の円滑な活動を支援し、受け入れ態勢の構築を図る計画である「三郷市消防受援計画」の見直しと再構築を図ります。	2-1、2-2、4-3、8-3
49		復興事前準備の総合的な計画として、応急仮設住宅用地の選定など、復興体制、復興手順、復興訓練のほか、基礎データの整理、分析、復興まちづくりの実施方針を含めた、事前復興計画を策定します。	3-3、8-3、8-4、8-5、8-6、8-7	危機管理
50		災害時であっても市民生活に直結する重要業務は継続して実施する必要があるため、組織改編等に合わせたあらゆる災害に備えた業務継続計画の継続的な見直しを進め、国や県と連携のもと、計画の共有を図るとともに、体制の確保に努めます。	4-2	危機管理

取り組み【子どもの教育・文化-（ま2）子どもが健やかに、のびのびと成長できるまちづくり】		リスクシナリオ	担当部署	
施設の安全で継続的な運用に努めます	1	児童福祉施設を安全に使い続ける為の改修または建て替えについて、計画的に取り組みます。	1-1	すこやか
	2	学校施設を安全に使い続ける為の改修または建て替えについて、計画的に取り組みます。	1-1	教育総務
	3	保育所施設を安全に使い続ける為の改修または建て替えについて、計画的に取り組みます。	1-1	すこやか
	4	学校給食センターが稼働できるよう、自家発電、プロパンガス等で稼働できる調理器、飲料水の備蓄、受水槽、を整備します。	5-2、5-3	学務
避難施設として衛生対策、医療対策、避難生活対策などを推進します	5	看護師の確保と常備薬の見直し・確保に努めます。	2-2、2-3、2-4	指導
	6	停電時に備え、医療・救助活動に必要な発電機の確保に努めます。	2-2	教育総務 すこやか
	7	応急手当講習受講者の確保に努めます	2-2	指導
	8	学校医と連携し、被災者の衛生対策の推進に努めます。	2-4	指導
	9	災害時備蓄品の増備に努めます。	5-2、5-3	危機管理
保護者との連絡手段の強化に努めます	10	保育施設において保護者との連絡手段が途絶えた時の対応を、平常時から保育施設と保護者が共有するよう訓練・周知に努めます。	1-1、1-3、1-6、 1-5、1-2、1-4、 7-5、1-7、5-1、 7-1、3-1、3-2	すこやか
	11	市立小、中学校において、全家庭にメール登録の協力を積極的に行います。	1-3、3-1、3-2	指導
公立及び私立の保育施設が適切な対応がとれるよう努めます。	12	保育所防災マニュアルを見直します。	1-1、1-6、1-3、 1-5、1-2、1-4、	すこやか
	13	保育所防災マニュアルの保護者への周知の機会を確保します	7-5、1-7、5-1、 7-1、3-1、3-2	すこやか
市立小、中学校において、マニュアルや計画を策定し、訓練を実施します	14	学校防災マニュアル及び消防計画を策定します。	1-2、1-3、1-4、 1-6、4-2	教育総務
	15	学校防災マニュアル及び消防計画に沿った防災組織の編成と防災教育、防災意識の高揚及び訓練を実施します。	1-2、1-3、1-4、 1-6、4-2	教育総務
学校教育などによる防災教育を充実します	16	未来の防災力としての教育を図ります。	1-7	指導

取り組み【自然・環境-（ま3）水と緑を生かした環境にやさしいまちづくり】			リスクシナリオ	担当部署
河川や水路の整備を推進します	1	「流す」「貯める」「備える」総合的な治水対策の検討を進め、水路を含めた排水施設の計画的な整備（改修）を進めます。	1-3	水道部
	2	河川改修など、国、県管理河川の整備要望を引き続き行います。	1-3	道路河川
	3	事業認可区域における河川整備を進めます。	1-3	道路河川
公共下水道の整備を推進します （認可区域における整備）	4	公共下水道（汚水）の整備完了を目指します。	1-3	下水
	5	公共下水道（雨水）の計画的な整備を推進します。	1-3	下水
	6	公共下水道施設（汚水）の浸水対策を検討します。	1-3	下水
街路樹や緑道の安全な管理を図ります	7	街路樹や緑道について、樹木の剪定及び樹木診断等の維持管理を行い、間伐等、予防保全の管理を推進します。	1-4	道路河川
処分所、不燃物処理場の確保を図ります	8	火山灰や雪の処分場所の確保について検討します。	3-3	クリーン
	9	三郷市不燃物処理場について、災害時も想定した更新計画を検討します。	5-4	クリーン

取り組み【都市・交通基盤-（ま4）都市基盤の充実した住みやすいまちづくり】			リスクシナリオ	単横部署
市内の建物等の老朽化対策を推進します	1	建物の耐震化を所有者に働きかけ、補助事業等による支援に努めます。UR都市機構などと連携し、大規模団地の老朽化対策を推進します。	1-1	開発指導
	2	三郷市橋梁長寿命化修繕計画に基づいて、老朽化している橋梁について順次修繕工事を進めます。	1-1	道路河川
道路環境整備を推進します	3	バイパス的役割を要する都市軸拡張の整備を推進します。	4-3、5-1、5-2、5-3、5-4	都市デザイン
	4	都市計画制度を利用した狭隘道路の拡幅を図り、延焼防止や交通網の確保を図ります。	1-2、1-6、8-1、7-5、7-2、1-1、7-1	都市デザイン
	5	定期的に道路除草を実施します。	7-1	道路河川
	6	道路ネットワークの拡充などを推進します。	3-4、7-5、7-2	都市デザイン
	7	災害時の道路等の状況把握や復旧に向けた体制を検討します。	8-1、7-3	道路河川
	8	道路改良、道路維持管理、歩道整備を行います。	7-2、3-4	道路河川
	9	災害時の河川、排水機場の状況把握や復旧に向けた体制を検討します。	8-1、7-3	道路河川
	10	福祉施設付近の排水の強化について検討します。	1-7	ふくし総合
治水対策を推進します	11	北部浄水場は令和2年度に浸水対策工事を実施します。	5-3、8-4	下水
	12	北部第二配水場は令和元年度末までに浸水対策が完了します。	5-3、8-4	下水
	13	土地区画整理事業などの大規模開発事業においては、宅地造成と併せて盛土の実施、河川調節池や開発調整池の整備などの水害対策を実施します。	1-3	道路河川
	14	水道施設の運転監視や機械警備における受託業者との連携を強化します。	3-1	水道
	15	水道施設及び管路の耐震化について、第3次三郷市水道事業基本計画により引き続き耐震化整備に取り組みます。	5-3	水道
	16	緊急輸送道路に指定されている道路に布設されている水道管路の耐震化を計画的に実施することで、地震時において、漏水による陥没事故を回避します。	7-2	水道
	17	近年の災害被害甚大化を鑑み、電線類の地中化に取り組みます。	3-4	都市デザイン
エネルギー対策を推進します	18	各公園等に新設または照明灯老朽化に伴う修繕により、太陽光照明灯の設置を進めます。	5-2	みどり公園
	19	公共下水道（汚水）の管渠の状況把握の体制を検討します。また、優先して復旧する管の選定を検討します。	5-4	下水
汚水処理施設の維持・確保	20	下水道のストックマネジメント計画を策定し、計画的に更新・修繕を行うとともに、管等の耐震化を図ります。	1-1	下水
	21	公園等の樹木について、樹木の剪定及び樹木診断等の維持管理を行い、間伐等、予防保全の管理を推進します。	1-4	みどり公園
公園等の整備を図ります	22	市街地における防災空間の形成を図るため、土地区画整理事業などの市街地整備事業により公園、調整池などを整備することで、火災による延焼拡大を防止します。	1-2、7-1	みどり公園？ 都市デザイン？

取り組み【都市・交通基盤-（ま4）都市基盤の充実した住みやすいまちづくり】			リスクシナリオ	単横部署
建築物の不燃化・防災対策を推進します	23	住宅用消火器を初めとした住宅用防災機器等の普及推進や、建築物の不燃化を図るための防火・準防火地域指定を促進することで、火災による危険性を低くします。	1-2	都市デザイン
	24	電気通電火災に対する住宅用防災機器等の普及を推進します	7-1	消防
	25	防火・準防火地域を拡大することにより、建築物の不燃化を図り延焼拡大を防止します。	7-1	都市デザイン
救助拠点の確保を図ります	26	救助拠点の確保について検討します。	1-1	都市デザイン
行政機能確保（ここ？）	27	災害時における庁舎内での執務環境の確保を図るため、キャビネットの転倒防止などに努めます。（市有財産管理課、但し文書自体はコンサル提案）	4-2	市有財産

取り組み【産業・雇用・地域経営-（ま5）魅力的で活力のあるまちづくり】			リスクシナリオ	担当部署
啓発や支援を行います	1	BCP策定促進に向けて、セミナー、補助制度等により、普及啓発、策定支援、実践促進を展開します。	6-1	商工観光
事業者等との連携や体制を強化します	2	各鉄道事業者、高速道路事業者との連携強化を図ります。	1-4	商工観光
	3	金融機関等からの災害時体制・対応について確認します。	6-2	商工観光
	4	三郷市と鉄道事業者において、支援方策や役割分担について検討します。	3-4	商工観光
	5	農地利用最適化推進委員の導入等について検討します。	6-1、8-2	農業委員会

取り組み【市民の教育・文化-（ま6）誰もが生きがいを持ち輝くまちづくり】			リスクシナリオ	担当部署
市民や関係団体との間で、必要な取り決めを行います	1	あらゆる場面に備え、災害時に必要な情報を提供できるようにするとともに、市民や関係団体との間で、必要な取り決めを行います。	1-1、1-2、 1-7、1-6、 1-3、1-5、 1-4	危機管理
文化財等の保護を図ります	2	各地域で文化財を適切に保存・継承するための、啓発や援助を行います。	8-5	生涯学習
	3	貴重な資料の電子化について検討します。	8-5	生涯学習
	4	資料の保護対策方法や被災後の修復方法について研究します。	8-5	生涯学習

取り組み【健康・社会福祉-（ま7）健やかで自立した生活を支え合うまちづくり】			リスクシナリオ	担当部署
医療体制、健康管理体制の強化に努めます	1	医薬品等の保管場所の確保に努めます。	2-2	健康推進
	2	外部の専門職による支援チームの受け入れ体制を整えます。	2-2、2-4	健康推進
	3	関係機関との具体的な動きを含めた連携体制を整えます。	2-2	健康推進
	4	災害時の保健活動の重要性について、保健師間での意識付けを強化します。	2-4	健康推進
	5	主要医療機関と連絡手段として、無線の整備を検討します。	2-2	健康推進
	6	傷病者の医療機関への搬送と収容力が課題となるため、医療機関と災害対応の協議を行う必要があります。	1-2	健康推進
	7	嘱託医等と連携し、被災者の衛生対策の推進に努めます。	2-4	健康推進
	8	福祉施設・福祉避難所において、発電機の設置を促します。	2-3	ふくし総合
	9	福祉施設等において、常備薬、非常食の確保を促します。	2-2	ふくし総合
情報共有や対応時の取り決めを強化します	10	具体的な行動が記載された「医療救護マニュアル」を見直し、職員間で共有を徹底します。	2-2、2-4	健康推進
	11	市内医療機関からエネルギー供給の申し出があった場合の対応をマニュアル化します。	2-3	健康推進
	12	支援者、家族も含めた災害時の初動マニュアルを周知します。	1-7	ふくし総合
	13	水害はある程度発生が予測できるため、事前の広域的避難、避難所への移動、早めの帰宅を促します。	1-3	危機管理
支援が必要な方の避難体制の強化に努めます	14	二次避難所としての福祉避難所の運営について体制を整えます。	2-4	障害ふくし
	15	福祉避難所と近隣の指定避難所との連携について検討します。	5-1	障害ふくし
	16	近隣公共施設との災害時の状況想定の情報共有し、独居障がい者やグループホーム居住障がい者の支援者、家族の詳細な災害時対応について検討します	1-7	障害ふくし
	17	発生が予測できる災害時には、事前の広域的避難、避難所への移動、早めの帰宅を促します。	1-7	障害ふくし
	18	避難行動要支援者名簿を整備し、地域の中で「顔の見える関係」を築くことが出来るよう、平常時から町会・自治会、民生委員等へ提供します。また、町会等を支援して、要支援者一人ひとりの個別計画の作成を進め、災害時における地域での共助を推進します	1-6、1-7、2-1	障害ふくし
	19	福祉避難所へ避難する避難者の明確な基準を設定すべきかどうかを検討します。	5-1	障害ふくし
	20	要配慮者が利用している施設から、避難場所に避難した後に、保護者等への安否情報の連絡、引き渡しをする場合の場所等について事前に検討しておき、混乱をきたさないようにしておくことが望まれます。そのため、洪水時の避難確保計画の作成時に項目として盛り込まれているか、適切な指導に努めます。	1-7	障害ふくし

取り組み【健康・社会福祉-（ま7）健やかで自立した生活を支え合うまちづくり】		リスクシナリオ	担当部署
	21	要配慮者が利用する施設が平屋建ての建物で浸水時に2階以上に避難することが出来ない場合には、近隣の2階建ての建物に避難することができるように事前に周辺住民等と協力関係を築くなど連携体制を構築しておくことが望まれます。そのため、洪水時の避難確保計画の作成時に項目として盛り込まれているかを確認し、適切な指導に努めます。	1-7 障害ふくし
人材や拠点の確保に努めます	22	元・現職消防職員のボランティアをリーダーとして活用していくことを検討します。	q-1 人事
	23	災害ボランティアセンターを設置する施設を選定し、活動拠点となる場所の確保を行います。	q-1 危機管理
	24	三郷市社会福祉協議会と協力して災害ボランティアセンター開設訓練を実施し、ボランティアが大挙して集まってもスムーズに受け入れることが出来るよう体制を整えます。	q-1 危機管理
施設の安全確保に努めます	25	福祉施設の耐震化を事業者に働きかけます。	1-1 ふくし総合

取り組み【横断的分野-（経営方針1～3）】			リスクシナリオ	担当部署
安全に施設等を維持するため計画的な管理を推進します	1	公共施設の長寿命化対策を進めます。建替え時は、水害ハザードマップを考慮した造成を検討します。	4-2	危機管理
	2	公共施設等について、あらゆる災害を想定し、定期的・計画的に点検、更新、改修、建て替え等のメンテナンスをしていきます。公共施設等総合管理計画や個別計画は、あらゆる災害を想定したうえで計画の見直しや策定を進めます。	1-1、1-2、4-2、3-1	市有財産
災害時に必要な行政機能の維持に努めます	3	災害発生時には金融機関と随時情報交換を行い、市及び金融機関職員の安全が十分確保された上で、必要な資金の運搬を行います。	6-2	会計
	4	市職員用の災害時臨時託児所の開設など、自主参集しやすい環境を検討します。	4-2	人事
	5	市内の必要な公共施設が使用できない場合の近隣施設との連携を図ります。	4-2	危機管理
	6	職員の住所及び連絡先一覧を、紙媒体で整備します。	4-2	人事
	7	あらゆる場面に備え必要な情報発信や取り決め、備品や資材等、対応マニュアルの整備などが十分とはいえません。消防や防災部局だけでなく、多数の市民対象とした事業を運営している部局においても十分に整理し備え、利用者や職員の防災意識の徹底に努めます。	1-3	危機管理
災害時において強化が必要な行政機能を強化します	8	住家被害認定やり災証明書の交付などが迅速に遂行で	8-7	資産税
	9	住家被害認定調査を実施できる人材を育成します。	8-7	資産税
	10	関係機関等との連携や協定等により、災害時に必要な対応にかかる協力関係を強化します。	4-2	危機管理
	11	応援・受援のネットワークの創設・維持を推進します。	8-7	危機管理

分野			防災・安全	子どもの教育・文化	自然・環境
第5次三郷市総合計画 まちづくり方針			まちづくり方針1	まちづくり方針2	まちづくり方針3
No.	事前に備えるべき目標の設定	リスクシナリオ	安全でいつも安心して住めるまちづくり	子どもが健やかに、のびのびと成長できるまちづくり	水と緑を生かした環境にやさしいまちづくり
1	被害の発生抑制により人命の保護が最大限に図られる	1 構造物(建物・高架道路等)の倒壊による多数の死傷者の発生	<ul style="list-style-type: none"> <li>対応マニュアルと情報の整理</li> <li>消防訓練実施</li> <li>必要な備品・資材の整備</li> <li>対応職員の育成と人員確保</li> <li>消防団機能の拡充、</li> <li>迅速な対応のための体制整備</li> <li>耐震化促進(補助事業等による支援)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>保育所防災ハンドブックの見直し</li> <li>定期的な避難訓練の実施</li> <li>災害時対応の保護者周知</li> <li>児童福祉施設の長寿命化に向けた改修または建て替え</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>空き家への対策(除却・維持管理の周知)</li> </ul>
		2 住宅や大型倉庫、工場など大規模火災による多数の死傷者の発生	<ul style="list-style-type: none"> <li>消防訓練実施と避難経路周知</li> <li>必要資材や備品の整備</li> <li>消防戦術再確認</li> <li>迅速な対応のための体制整備</li> <li>消防団の装備の強化</li> <li>消防水利の検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校防災マニュアル及び消防計画を策定</li> <li>保育所防災ハンドブックの見直し</li> <li>定期的な避難訓練の実施</li> <li>災害時対応の保護者周知</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一定規模の生産緑地を確保</li> </ul>
		3 河川の氾濫、大規模浸水等の水害による多数の死傷者の発生	<ul style="list-style-type: none"> <li>国、県との綿密な連携体制構築</li> <li>迅速な情報提供</li> <li>水防団の強化</li> <li>防災マニュアル、消防計画を整備</li> <li>防災教育、意識の醸成</li> <li>防災訓練の実施</li> <li>必要な資材・備品の確保</li> <li>迅速な対応のための体制整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校防災マニュアル及び消防計画を策定</li> <li>保育所防災ハンドブックの見直し</li> <li>定期的な避難訓練の実施</li> <li>災害時対応の保護者周知</li> <li>避難先の確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国や県管理河川の整備要望</li> <li>河川調節池や開発調整池を整備を推進</li> <li>公共下水道(汚水)の整備</li> <li>公共下水道(雨水)の計画的整備</li> <li>公共下水道施設(汚水)浸水対策</li> <li>事業認可区域の河川整備</li> <li>水路を含めた排水施設の整備(改修)</li> </ul>
		4 暴風、竜巻等による多数の死傷者の発生	<ul style="list-style-type: none"> <li>受援体制の構築</li> <li>防災マニュアル、消防計画を策定</li> <li>迅速な情報収集と注意喚起体制</li> <li>防災教育、意識の醸成</li> <li>避難訓練実施、対処行動周知</li> <li>対応職員の育成</li> <li>必要資材や備品の整備</li> <li>倒壊物除去作業体制の構築</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校防災マニュアル及び消防計画を策定</li> <li>保育所防災ハンドブックの見直し</li> <li>定期的な避難訓練の実施</li> <li>災害時対応の保護者周知</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>街路樹の樹木適正管理</li> </ul>
		5 線路、土手、宅地の盛り土など造成地の崩壊等による多数の死傷者の発生	<ul style="list-style-type: none"> <li>高度救助資機材や設備の整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>保育所防災ハンドブックの見直し</li> <li>定期的な避難訓練の実施</li> <li>災害時対応の保護者周知</li> </ul>	
		6 災害対応(避難指示の遅れ、情報伝達の不足等)の遅延等により、多数の要救助者・行方不明者・死傷者が発生する事態	<ul style="list-style-type: none"> <li>対応職員の育成</li> <li>防災マニュアル、消防計画を整備</li> <li>防災教育、意識の醸成</li> <li>情報発信の多重化、多様化</li> <li>情報収集、発信手段の検討</li> <li>収集、発信する情報のプライオリティ設定</li> <li>災害対応の独自通信インフラの整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校防災マニュアル及び消防計画を策定</li> <li>保育所防災ハンドブックの見直し</li> <li>定期的な避難訓練の実施</li> <li>災害時対応の保護者周知</li> </ul>	
		7 市民の防災意識の低さによる避難行動の遅れに伴う死傷者の発生	<ul style="list-style-type: none"> <li>図上訓練の実施</li> <li>防災意識の醸成</li> <li>情報提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>子どもに対する災害教育</li> <li>災害時対応の保護者周知</li> </ul>	

都市・交通基盤	産業・雇用・地域経営	市民の教育・文化	地域・社会福祉	横断的分野	優先順位の検討	
まちづくり方針4	まちづくり方針5	まちづくり方針6	まちづくり方針7	経営方針1～3	参考	重点項目
都市基盤の充実した住みやすいまちづくり	魅力的で活力のあるまちづくり	誰もが生きがいを持ち輝くまちづくり	健やかで自立した生活を支え合うまちづくり	横断的分野	国の重点	
<ul style="list-style-type: none"> <li>住宅密集地での救助拠点の確保</li> <li>狭隘道路の拡幅</li> <li>橋梁長寿命化修繕計画に基づく修繕工事の実施</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>情報の明確化</li> <li>市民や関係団体との情報共有</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市所有福祉施設や設備の点検</li> <li>市所有福祉施設の老朽化対策</li> <li>市所有福祉施設の耐震化促進</li> <li>市所有福祉施設の計画的な修繕</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設等や設備の点検</li> <li>施設等老朽化対策</li> <li>耐震化促進</li> <li>計画的な修繕</li> <li>ストックマネジメント計画を策定</li> </ul>	○	○
<ul style="list-style-type: none"> <li>防災空間の形成 (土地区画整理事業などの市街地整備事業)</li> <li>防火・準防火地域指定の促進</li> <li>住宅用消火器や住宅用防災機器の普及</li> <li>借地による公園の整備</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>情報の明確化</li> <li>市民や関係団体との情報共有</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>医療機関との協議</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設や設備の点検</li> </ul>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>安全な場所(高台)や広域避難を促すための場所を確保</li> <li>盛土の実施</li> <li>河川調節池や開発調整池の整備</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>情報の明確化</li> <li>市民や関係団体との情報共有</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>要支援者への支援者の確保</li> <li>要支援者に対し予測できる災害の事前対策実施</li> <li>予測できる災害時に、事前の広域的避難、避難所への移動、早めの帰宅を促す</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設の利用者や職員の防災意識の徹底</li> </ul>	○	○
<ul style="list-style-type: none"> <li>木造建築物への対策</li> <li>公園等樹木の適正管理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各鉄道事業者、高速道路会社事業者等との連携強化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報の明確化</li> <li>市民や関係団体との情報共有</li> </ul>			○	○
<ul style="list-style-type: none"> <li>建設業協会との連携強化</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>情報の明確化</li> <li>市民や関係団体との情報共有</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>上下水道管の定期的な点検の実施</li> </ul>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>都市計画制度を利用した狭隘道路の拡幅</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>情報の明確化</li> <li>市民や関係団体との情報共有</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域における共助の推進</li> </ul>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>福祉施設付近の排水の強化について検討</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>情報の明確化</li> <li>市民や関係団体との情報共有</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>要支援者への支援者の確保</li> <li>要支援者に対し予測できる災害の事前対策実施</li> <li>支援者の初動マニュアルを周知</li> <li>支援者との災害時における状況想定の情報共有、取り決め</li> <li>地域における共助の推進</li> <li>予測できる災害時に、事前の広域的避難、避難所への移動、早めの帰宅を促す</li> </ul>			

分野			防災・安全	子どもの教育・文化	自然・環境
第5次三郷市総合計画 まちづくり方針			まちづくり方針1	まちづくり方針2	まちづくり方針3
No.	事前に備えるべき目標の設定	リスクシナリオ	安全でいつも安心して住めるまちづくり	子どもが健やかに、のびのびと成長できるまちづくり	水と緑を生かした環境にやさしいまちづくり
2	救助・救急・医療活動が迅速に行われる	1 消防、その他自衛隊や警察等の救助・救急活動等の絶対的不足、活動の大量発生、行方不明者捜索の難航	<ul style="list-style-type: none"> <li>三郷市大規模災害対応マニュアルの見直し</li> <li>関係団体等の連携強化</li> <li>消防職員の<u>条例定数の改正</u></li> <li>三郷市消防受援計画の見直しと再構築</li> <li>必要なシステム、資材の整備</li> <li><u>早稲田地区に消防拠点の整備</u></li> </ul>		
		2 救助・医療支援ルートの途絶、医療施設・関係者の不足による救助・医療機能の麻痺	<ul style="list-style-type: none"> <li>三郷市消防受援計画の見直しと再構築、受援体制の構築</li> <li>必要な備品や設備の確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><u>看護師確保と備蓄薬の見直し・確保</u></li> <li><u>応急手当講習受講者の確保</u></li> </ul>	
		3 医療活動に必要なエネルギー供給の途絶による救助・医療機能の麻痺	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害時に使用できる消防・救急車両等の給油所の設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><u>看護師確保と備蓄薬の見直し・確保</u></li> <li><u>発電機の確保</u></li> </ul>	
		4 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理、疫病・感染症等による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難所に必要な設備の充実</li> <li>ペット取り扱いマニュアルの策定</li> <li><u>衛生用品の大量備蓄</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校医等と連携し衛生対策を推進</li> <li><u>看護師確保と備蓄薬の見直し・確保</u></li> <li><u>防災拠点施設の整備</u></li> </ul>	
		5 住民の多数被災、自主防災組織倉庫の被災等により、自主防災組織としての救援・消火活動がほとんどできず、地域の助け合いも機能しない事態の発生	<ul style="list-style-type: none"> <li>自主防災組織へ若い世代の参画を促進</li> <li>自主防災組織に必要な装備の充実</li> </ul>		
		6 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生			

都市・交通基盤	産業・雇用・地域経営	市民の教育・文化	地域・社会福祉	横断的分野	優先順位の検討	
まちづくり方針4	まちづくり方針5	まちづくり方針6	まちづくり方針7	経営方針1～3	参考	重点項目
都市基盤の充実した住みやすいまちづくり	魅力的で活力のあるまちづくり	誰もが生きがいを持ち輝くまちづくり	健やかで自立した生活を支え合うまちづくり	横断的分野	国	重点
			・地域における共助の推進		○	○
・道路拡幅			<ul style="list-style-type: none"> <li>・要支援者に必要な備品等の確保</li> <li>・要支援者に対し予測できる災害の事前対策実施</li> <li>・主要医療機関との無線の整備</li> <li>・医療救護マニュアルの見直しと周知</li> <li>・福祉施設等の常備薬、非常食の確保の促進</li> <li>・医薬品等の保管場所の確保</li> </ul>		○	○
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内医療機関からエネルギー供給の申し出があった場合の対応マニュアル策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉避難所に発電機を確保</li> <li>・燃料商社との災害時供給協定の確立</li> </ul>		
・仮安置施設の設定と相当資材の用意			<ul style="list-style-type: none"> <li>・嘱託医等と連携し衛生対策を推進</li> <li>・医療救護マニュアルの見直し・周知</li> <li>・保健師間での意識付けの強化</li> <li>・支援チームの受け入れ体制構築</li> </ul>		○	○
・関係団体等との協力体制構築						

分野			防災・安全	子どもの教育・文化	自然・環境
第5次三郷市総合計画 まちづくり方針			まちづくり方針1	まちづくり方針2	まちづくり方針3
No.	事前に備えるべき目標の設定	リスクシナリオ	安全でいつも安心して住めるまちづくり	子どもが健やかに、のびのびと成長できるまちづくり	水と緑を生かした環境にやさしいまちづくり
3	必要な交通機能、情報通信機能を確保する	1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対処法訓練の実施</li> <li>・関係団体等との連絡、協力体制の構築</li> <li>・必要な設備、備品等の整備</li> <li>・消防指令業務の広域化の検討</li> <li>・災害情報伝達手段の多重化・多様化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校に通う全家庭へメール登録の促進</li> <li>・平常時からの保護者への災害対応時保育の周知</li> <li>・既存通信インフラ使用不可時に対応した、アナログ的ルールの設定</li> </ul>	
		2 テレビやラジオなど災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要な設備、備品等の整備</li> <li>・三郷市防災情報架電サービス等への登録を促進</li> <li>・関係団体との連絡・協力関係構築</li> <li>・情報伝達体制の構築</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校に通う全家庭へメール登録の促進</li> <li>・平常時からの保護者への災害対応時保育の周知</li> <li>・既存通信インフラ使用不可時に対応した、アナログ的ルールの策定</li> </ul>	
		3 火山噴火による降灰、豪雪等による交通機能の麻痺	<ul style="list-style-type: none"> <li>・降灰除去や除雪体制の構築</li> <li>・情報発信、収集体制の構築</li> </ul>		・灰や雪の処分場所の確保
		4 陸・川・空の交通インフラ等(鉄道・道路・船着き場・ヘリポートなど)の長期間停止により、救急・救命活動や支援物資の輸送ができない	<ul style="list-style-type: none"> <li>・修復するインフラのプライオリティ設定</li> </ul>		
4	必要不可欠な行政機能を確保する	1 被災による司法機能、警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域における身回り体制の強化</li> </ul>		
		2 市職員及び公共施設等の被災、体制の整備不足等による行政機能の大幅な低下	<ul style="list-style-type: none"> <li>・登庁できない職員がいた場合の人員の確保</li> <li>・防災マニュアル及び消防計画に沿った防災教育と訓練の実施</li> <li>・優先する業務の整理、共有</li> <li>・自家発電機を長期稼働できる燃料供給・搬送体制の整備</li> <li>・業務継続計画の見直し</li> </ul>		
		3 防災関係機関、災害時応援協定を締結している自治体や民間企業と連携がとれず、災害対策が麻痺	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受援体制強化(計画策定)</li> <li>・災害時応援協定を締結している民間団体との連携体制強化</li> </ul>		
5	生活・経済活動に必要なライフラインを確保し、早期に復旧する	1 食料、飲料水、生命に関わる物資が市民に適切に供給されない	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民の備蓄啓発</li> <li>・市の備蓄場所の見直し</li> <li>・各種災害関係マニュアルの更新</li> <li>・備蓄品の増備</li> <li>・応援受け入れ体制強化</li> <li>・災害対応可能な学校給食施設の更新</li> <li>・応急給水訓練の実施</li> <li>・配布手法の確定</li> </ul>		
		2 電力・ガス等のエネルギー供給機能停止の長期化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消防庁舎に太陽光発電や蓄電池設備を整備</li> <li>・電柱の倒壊に対応するため倒壊物等の迅速な撤去・運搬経路の確保などについて電力会社と連携強化</li> <li>・インフラ関係事業者等との協力関係強化(協定など)</li> </ul>	給食センターにおける自家発電、プロパンガス等の整備	・備蓄品の増備
		3 上水道等の長期間にわたる供給停止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・飲料水の備蓄</li> <li>・防火水槽や指定消防水利の確保</li> </ul>	給食の供給停止対策として飲料水の備蓄	・備蓄品の増備
		4 廃棄物処理施設、汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止			・三郷市不燃物処理場の更新
6	経済活動(サプライチェーンを含む)機能を維持する	1 農業・産業の生産力が大幅に低下する事態			
		2 金融サービス・郵便等の機能停止による国民生活・商取引等への甚大な影響			
		3 重要な産業施設の損壊、火災、爆発等			

都市・交通基盤	産業・雇用・地域経営	市民の教育・文化	地域・社会福祉	横断的分野	優先順位の検討	
まちづくり方針4	まちづくり方針5	まちづくり方針6	まちづくり方針7	経営方針1～3	参考	重点項目
都市基盤の充実した住みやすいまちづくり	魅力的で活力のあるまちづくり	誰もが生きがいを持ち輝くまちづくり	健やかで自立した生活を支え合うまちづくり	横断的分野	国の重点	
・施設の運転監視や機械警備の受託業者との連携を強化				・非常電源装置等の定期的メンテナンス		
		・市内アマチュア無線家、フリーラジオ愛好家との情報提供協定の樹立 ・民活コミュニティ放送への支援			○	○
・道路拡幅 ・道路や歩道整備、維持管理 ・無電柱化の促進(新規設置時)	・鉄道事業者と支援方策や役割分担を検討にする					
			・福祉避難所等の運営に福祉施設での勤務経験者の活用を検討	・市内在住の技術吏員(一般職)を増員 ・データ管理方法の見直し ・事務室の在り方を見直し ・共働き子育て職員の対応見直し ・県受託事務における県との連携 ・近隣施設との連携 ・斎場の火葬業務体制の強化		
・主要道路のバイパス機能確保(都市軸道路拡張)						
・主要道路のバイパス機能確保(都市軸道路拡張) ・配水管路の耐震化率向上		・避難所ボランティア隊の創設 ・三郷流防災の学習機会の創出	・福祉避難所の避難者の明確化 ・福祉避難所と近隣の指定避難所との連携を検討		○	○
・主要道路のバイパス機能確保(都市軸道路拡張) ・公園等に太陽光照明灯を設置					○	○
・主要道路のバイパス機能確保(都市軸道路拡張) ・受水槽の整備 ・水道施設の耐震化整備					○	○
・主要道路のバイパス機能確保(都市軸道路拡張) ・埋設管の調査と優先順位の検討 ・管路内貯留の可能性検討						
	・最適化推進委員の導入 ・事前対策の普及啓発 ・事業継続を図るためのBCP(事業継続計画)の策定支援、実践促進					
	・金融機関等からの災害時体制・対応の確認 ※郵便局は削除してもよいのでは			・必要な資金の運搬		

分野			防災・安全	子どもの教育・文化	自然・環境
第5次三郷市総合計画 まちづくり方針			まちづくり方針1	まちづくり方針2	まちづくり方針3
No.	事前に備えるべき目標の設定	リスクシナリオ	安全でいつも安心して住めるまちづくり	子どもが健やかに、のびのびと成長できるまちづくり	水と緑を生かした環境にやさしいまちづくり
7	二次災害を発生させない	1 地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生	<ul style="list-style-type: none"> <li>・図上訓練(DIG)の実施</li> <li>・木造住宅密集区域など指定し消防職員の認識を深める。</li> <li>・消防戦術の見直し</li> <li>・<u>消防車両と指定消防水利の増強と管理</u></li> </ul>		
		2 沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>耐震化促進(県・市等の役割分担に基づく所有者への支援)</u></li> <li>・<u>緊急輸送道路等の有事使用制限に関するルールの策定</u></li> </ul>		・ <u>公園等内緊急時車両乗入可能区域の整備</u>
		3 火山灰降下による防災インフラ(堤防、排水施設等)の損壊・機能不全による多数の死傷者の発生			
		4 被災による有害物質の大規模拡散・流出により被害の拡大	<ul style="list-style-type: none"> <li>・危険物漏洩防止対策の<u>指導</u></li> </ul>		
		5 被災による想定を超える大量の帰宅困難者の発生、支援不足による混乱から被害の拡大	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一時滞在施設の強化(民間施設との連携)</li> <li>・帰宅困難者への物資を計画的に備蓄</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>保育所防災ハンドブックの見直し</u></li> <li>・<u>災害時対応の保護者周知</u></li> </ul>	
8	大規模自然災害被災後でも迅速な再建・回復ができるようにする	1 防災インフラ(堤防、排水施設、道路等)の長期間にわたる機能不全	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>地域防災力の強化</u></li> <li>・<u>想定される機能不全の種類整理と周知</u></li> </ul>		
		2 農地等の被害による荒廃地の増加			
		3 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>関係機関との連絡強化</u></li> </ul>		
		4 復興を支える人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態	<ul style="list-style-type: none"> <li>・迅速な支援のニーズ把握や窓口設置など受援体制の構築</li> <li>・事前復興計画の策定</li> <li>・職員派遣要請の積極活用</li> </ul>		
		5 広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事前復興計画の策定</li> </ul>		
		6 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・喪失			
		7 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態	<ul style="list-style-type: none"> <li>・応急仮設住宅用地の選定及び設置事前計画の推進</li> <li>・事前復興計画の策定</li> </ul>		
		8 被害認定調査、リ災証明発行、仮設住宅の供給等の業務の遅延による生活再建が遅れる事態	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>総合的な被災者生活再建支援システム導入の検討</u></li> <li>・応援・受援のネットワークの創設、維持</li> <li>・事前復興計画の策定</li> <li>・職員派遣要請の積極活用</li> </ul>		
		9 風評被害、イメージ低下、信用不安、生産力の回復遅れなどによる人口・経済等への甚大な影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事前復興計画の策定</li> </ul>		
9	市民・地域が自らも行動が可能な環境にする	1 ボランティアの人材、受け入れ体制の不足により、市民生活の再建が遅れる事態			
		2 準備・災害時・事後の行動について市民の知識・認識不足により、市民生活の再建が遅れる事態	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事前復興計画の策定と周知</li> <li>・防災関連情報の発信</li> <li>・自主防災活動の促進と防災リーダー研修等の実施</li> <li>・<u>自助意識の醸成</u></li> </ul>		

都市・交通基盤	産業・雇用・地域経営	市民の教育・文化	地域・社会福祉	横断的分野	優先順位の検討	
まちづくり方針4	まちづくり方針5	まちづくり方針6	まちづくり方針7	経営方針1～3	参考	重点項目
都市基盤の充実した住みやすいまちづくり	魅力的で活力のあるまちづくり	誰もが生きがいを持ち輝くまちづくり	健やかで自立した生活を支え合うまちづくり	横断的分野	国	重点
<ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅用防災機器等の普及推進</li> <li>・道路拡幅や公園など防災空間の形成(土地区画整理事業などの市街地整備事業)</li> <li>・道路や歩道整備、維持管理</li> <li>・道路除草</li> <li>・防火・準防火地域を拡大</li> </ul>					○	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急輸送道路における水道管路の耐震化を計画的に実施</li> <li>・都市計画制度を利用した狭隘道路の拡幅</li> <li>・道路や歩道整備、維持管理</li> </ul>						
<ul style="list-style-type: none"> <li>・河川、排水機場等の状況把握や復旧に向けた体制整備や人材育成</li> </ul>						
<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市計画制度を利用した狭隘道路の拡幅</li> </ul>						
<ul style="list-style-type: none"> <li>・河川、排水機場、道路等の状況把握や復旧に向けた体制整備</li> <li>・都市計画制度を利用した狭隘道路の拡幅</li> </ul>						○
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農地最適化推進委員の導入等</li> </ul>				○	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害廃棄物の分別ルール策定(前例視察)</li> </ul>				
<ul style="list-style-type: none"> <li>・浄水場の浸水対策工事の推進</li> <li>・復興期における安定給水確保に向けた検討</li> </ul>						○
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・文化財を適切に保存・継承するための、啓発や援助</li> <li>・貴重な資料の電子化</li> <li>・資料の保護対策、修復方法の検討</li> </ul>				
				<ul style="list-style-type: none"> <li>・住家被害認定や被災証明書等事務の迅速な遂行体制構築</li> <li>・住家被害認定調査を実施できる人材の育成</li> </ul>		
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害ボランティアセンター等活動拠点となる場所の確保、開設訓練の実施、受援体制の構築</li> </ul>			

11 KPI (指標)

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	KPI			目標		担当課
		項目	単位	現状 R1年度	短期 R7年度	長期 R12年度	
1、被害の発生抑制により人命の保護が最大限に図られる  2、救助・救急・医療活動が迅速に行われる  3、必要な交通機能、情報通信機能を確保する  4、必要不可欠な行政機能を確保する	構造物(建物・高架道路等)の倒壊による多数の死傷者の発生	1 スtockマネジメント計画の策定及び運用	%	0	90		下水道課
		2 住宅の耐震化率	%	88.8	95(R2)		開発指導課
	河川の氾濫、大規模浸水等の水害による多数の死傷者の発生	3 要配慮者利用施設の避難確保計画の作成率	%	23	100		危機管理防災課
		4 防災リーダーの育成	回	0	3	6	消防総務課
	救助・医療支援ルートの途絶、医療施設・関係者の不足による救助・医療機能の麻痺	5 応急手当普及員の育成	回	1	2	3	消防署
	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止	6 防災行政無線(移動系)のデジタル化	%	0	100		危機管理防災課
	テレビやラジオなど災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態	7 メール配信サービス(カテゴリ:防災)の登録者数	人	2173	6000	10000	危機管理防災課
	市職員及び公共施設等の被災、体制の整備不足等による行政機能の大幅な低下	8 自家発電機用の燃料の確保	時間分	16	44	72	市有財産管理課
5、生活・経済活動に必要なライフラインを確保し、早期に復旧する	食料、飲料水、生命に関わる物資が市民に適切に供給されない	9 イツモ防災講座による家庭で出来る日頃の備えの啓発活動(R1～のべ数)	回	4	30	60	危機管理防災課
		10 市民の再生エネルギーは????					
6、経済活動(サプライチェーンを含む)機能を維持する	金融サービス・郵便等の機能停止による国民生活・商取引等への甚大な影響	11 災害時体制整備支店数	支店	2	10		商工観光課
7、二次災害を発生させない	被災による想定を超える大量の帰宅困難者の発生、支援不足による混乱から被害の拡大	12 帰宅困難者の一時滞在施設に関する協定件数	件	0	2	2	危機管理防災課
8、大規模自然災害被災後でも迅速な再建・回復ができるように	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態	13 市内廃棄物事業者と業務継続計画の作成	数	0	7		クリーンライフ課
9、市民・地域が自らも行動が可能な環境にする	ボランティアの人材、受け入れ体制の不足により、市民生活の再建が遅れる事態	14 ボランティアセンター開設訓練の実施回数(のべ数)	回	1	5	10	ふくし総合支援課

## 12 推進体制、推進状況の把握、PDCA サイクルなど

### (1) 全体的な推進体制

国土強靱化に関する具体的な推進体制については、全庁横断的な体制により、全庁一丸となって推進する必要があります。また、本市のリスクシナリオに対する脆弱性評価の結果を踏まえ、国、県、関係団体、民間事業者、市民等との自主的、主体的な連携・協力が重要であり、平常時から様々な支援や取り組みを通じた関係を構築しておくことが重要です。

### (2) 推進状況の把握

本計画における各施策の取り組み状況については、定期的に進捗状況を把握し、達成状況をKPI等により評価するとともに、必要に応じて見直しを行います。

### (3) PDCA サイクル

本計画における各施策を効果的に推進するため、PDCA サイクルを通じた見直し、改善等を継続的に行います。また、今後、新たな教訓や課題が生じた場合や、社会情勢等の変化があった場合についても、必要に応じて見直しを行います。